

避難に関する国の指導等

No	ハザード	名称	発行年月	所管	備考
1	水害(内水・外水)、土砂災害	大雨災害における避難のあり方等検討会報告書	平成 22 年 3 月	内閣府	
2	水害(内水・外水)、土砂災害、高潮、津波	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン	平成 17 年 3 月	内閣府	
3	水害(内水・外水)	地下空間における浸水対策ガイドライン	平成 14 年 3 月	国土交通省	
4	水害(内水)	内水ハザードマップ作成の手引き(案)	平成 18 年 3 月 (平成 20 年 12 月,平成 21 年 3 月 一部改訂)	国土交通省	
5	水害(内水)	局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)	平成 20 年 10 月	国土交通省	
6	水害(内水・外水)	地下街等浸水時避難計画策定の手引き(案)	平成 16 年 5 月	財団法人 日本建築防災協会	
7	水害(内水・外水)	水害サミットからの発信	-	水害サミット実行委員会	ホームページ
8	水害(外水)	大規模水害対策に関する専門調査会報告	平成 22 年 4 月	中央防災会議	
9	水害(外水)	中小河川における局地的豪雨対策WG報告書	平成 21 年 1 月	国土交通省	
10	水害(外水)	中小河川における水難事故防止策検討WG報告書	平成 21 年 1 月	国土交通省	
11	水害(外水)	洪水ハザードマップ作成の手引き	平成 17 年 6 月 (平成 17 年 10 月 一部追加)	国土交通省	
12	水害(外水)	溪流における局地的豪雨に対する警戒避難対策に関する提言	平成 21 年 3 月	国土交通省	
13	水害(内水・外水)、土砂災害	国土交通省 河川砂防技術基準	昭和 33 年 (主な改訂:昭和 51 年 6 月,平成 9 年 9 月,平成 16 年 3 月)	国土交通省	

No	ハザード	名称	発行年月	所管	備考
14	土砂災害	土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案)	平成 17 年 7 月	国土交通省	
15	土砂災害	土砂災害警戒避難ガイドライン	平成 19 年 4 月	国土交通省	
16	高潮	高潮災害とその対応	平成 17 年度	内閣府、消防庁、農林水産省、水産庁、国土交通省、気象庁	冊子
17	津波・高潮	津波・高潮ハザードマップマニュアルの概要	平成 16 年 3 月	内閣府、農林水産省、国土交通省	
18	津波	津波対策推進マニュアル検討報告書	平成 14 年 3 月	総務省消防庁	
19	津波	津波避難ビル等に係るガイドライン	平成 17 年 6 月	内閣府	
20	地震	東海地震対策専門調査会報告	平成 15 年 5 月	中央防災会議	
21	地震	首都直下地震避難対策等専門調査会報告	平成 20 年 10 月	中央防災会議	
22	地震	東海地震の予知と防災対応	平成 21 年 10 月	内閣府・気象庁	冊子
23	地震	地震防災研究を踏まえた退避行動等に関する作業部会報告書	平成 22 年 5 月	文部科学省	
24	噴火	噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針	平成 20 年 3 月	内閣府	
25	その他	消防庁国民保護計画	平成 17 年 10 月 (平成 19 年 1 月,平成 19 年 10 月,平成 20 年 10 月,平成 22 年 11 月一部改訂)	総務省消防庁	
26	その他	災害時要援護者の避難支援ガイドライン	平成 17 年 3 月 (平成 18 年 3 月一部改訂)	内閣府	
27	その他	大規模災害における応急救助の指針について	平成 9 年 6 月 (平成 19 年 6 月一部改正)	厚生労働省	通知
28	海外事例	FEMA Evacuation Plans	-	FEMA	

各資料の概要および避難指針等の記述該当箇所

No.	ハザード	資料名	該当ページ
1	水害(内水・外水)、土砂災害	大雨災害における避難のあり方等検討会報告書	p.9～11
<p>【概要】</p> <p>最終的な避難行動の選択は住民個人の判断に委ねられているとしながら、一人一人が状況に応じて適切な行動を選択するための基本的な考え方を示すとともに、5つの具体的な指針(下記)を提示。</p> <p>① 被害発生予想が可能となるような情報収集</p> <p>② 地域特性に応じた早期避難</p> <p>③ 冠水時等の屋外移動の回避</p> <p>④ 垂直避難</p> <p>⑤ 土砂災害からの避難</p> <p>※特筆すべき避難の態様 「垂直避難」</p>			
<p>【該当箇所】</p> <p>1.1 大雨災害時の避難の実態</p> <p>(4) 状況に即した適切な避難行動の必要性</p> <p>短時間で急激な浸水や水位の上昇が発生し得る大雨時には、あらかじめ指定された避難所への移動が必ずしも適切でない場合がある。土地の高低や建物の階数、構造など住民一人一人が置かれた状況やその時点での降雨、浸水の状況などによって、最適な避難行動のあり方は異なる。また、大雨時には予測できない事態が発生することもあり、市町村が必ずしも適切な避難勧告等を発令できるとは限らない。このため、<u>最終的な避難行動の選択は住民個人の判断に委ねられている</u>と言わざるを得ない。</p> <p>したがって、自分の身は自分で守るという自発的な自助意識や自分たちの地域は自分たちで守るという共助意識に基づき、大雨時には「いのちを守る」という観点から、市町村の避難勧告等や防災関係機関からの防災・災害情報の提供を重要な判断材料としつつ、実際の降雨の状況、地域の浸水状況、避難時の時間帯、避難路上の障害物等の有無を踏まえ、<u>状況に即した適切な避難行動を、住民自らが判断して行う必要がある。</u></p> <p>1.2 適切な避難行動の実現</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>① 状況に応じた判断(自発的自助)</p> <p>大雨時の最適な避難行動は、置かれた状況に応じて異なることから、一律の行動パターンを示すことは困難であり、<u>住民一人一人が状況に応じて自ら判断し、適切な行動を選択しなければならない。</u></p> <p>② 自らの「いのちを守る」ための行動</p> <p>大雨時の避難行動は、夜間や激しい降雨時、道路冠水時など、危険な状況下で<u>立退き避難する事態をできるだけ避け、安全を確保しなければならない。</u></p> <p>浸水深が30cm以上になり、排気口から水が流入したり、運転を制御するコンピュータが冠水し</p>			

た場合には、自動車の運転は不能になるため、浸水時の自動車による避難は極力避けなければならない。

③ 危険な状況下での避難の回避

危険が切迫した状況下では、指定された避難場所への移動だけを考えるのではなく、自らのいのちを守るために最低限必要な行動を選択しなければならない。

(2) 適切な避難行動を実施する上での指針

① 被害発生予想が可能となるような情報収集

適切な避難行動を開始するためには、被害発生予想が可能となるように、平時よりハザードマップ等により自らが居住する地域の危険度を認識するとともに、大雨時には、テレビ、ラジオ、インターネット、防災無線等、多様なメディアを通して、気象官署の発する予警報や地方公共団体の避難勧告等を始めとする防災・災害情報を幅広く収集する必要がある。

② 地域特性に応じた早期避難

土砂崩れや堤防の決壊によって家屋が流失するおそれがある地区やはん濫水の影響で家屋が浸水するおそれがある地区に居住している人は、身の安全を確保するための場所へ早期に避難しなければならない。

特に、子供や高齢者、身体障害者など避難行動を実施する上で支援を要する災害時要援護者が、そうした地区に居住している場合は、確実に身の安全が確保されるよう支援者と一緒の避難行動が早期に開始されるべきである。

③ 冠水時等の屋外移動の回避

夜間や激しい降雨時、道路冠水時など避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は、屋外での移動は極力避けなければならない。

流れがあり、浸水深が **50cm** を上回る（膝上まで浸水している）場所での避難行動は危険であること、流速が早い場合は浸水深 **20cm** 程度でも歩行不可能であること、浸水深が **10cm** 程度でもマンホールや用水路等の位置がわからず転落のおそれがあり危険であることなどを踏まえ、洪水流が激しく流れている状況下では屋外での移動は極力避けなければならない。

④ 垂直避難

急激な降雨や浸水により屋外での歩行等が危険な状態になった場合は、浸水による建物の倒壊の危険がない場合には、自宅を立ち退き避難所へ避難することが必ずしも適切な行動ではなく、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つことも選択肢として考えられるべきである。

⑤ 土砂災害からの避難

避難所へ避難する際は、がけ崩れのおそれがある斜面や土石流発生のおそれがある溪流の通過は避ける必要がある。また、土石流発生のおそれがある場合には、流れに対して直角方向にできるだけ離れること、溪流を渡って対岸に避難することは避けることなどに留意する必要がある。

土砂災害の際に避難所への避難が困難な場合には、自らのいのちを守るために最低限必要な行動として、周囲の建物より比較的高い建物や鉄筋コンクリート等の堅固な構造物に避難すべきである。また、建物内では、2階以上、かつ、斜面と反対側の窓のない部屋に避難すべきである。

No.	ハザード	資料名	該当ページ
2	水害(内水・外水)、土砂災害、高潮、津波	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン	p.6~8

【概要】

水害(外水はん濫・内水はん濫)、高潮災害、土砂災害、津波のハザード別に災害の特性と避難にあたっての留意点をまとめている。特に、浸水が始まっている場合の留意事項として以下の点を挙げている。

- ・浸水深が **50cm** を上回る(膝上まで浸水が来ている)場所での避難行動は危険であること。流速が早い場合は、**20cm** 程度でも歩行不可能であること。
- ・用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上 **10cm** 程度でも危険であること。
- ・浸水により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅や隣接建物の **2 階等**へ緊急的に避難するなどの行動をとること。

【該当箇所】

○水害

外水氾濫(河川の氾濫等)

堤防を有さない河川等では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域、浸水深が増加する。

堤防を有する河川で破堤した場合、氾濫水は家屋でさえ破壊するほどのエネルギーで一気に押し寄せるため、堤防の近傍の住民は破堤前の避難完了が必要となる。また、相当量の氾濫水が流れ出すので、浸水深や浸水域も一気に増加する。そのため、低地で氾濫水が集まる地区は、特に速やかな避難行動が必要となる。

さらに、大河川に小規模の河川が合流する地域では、大河川の水位上昇により小規模の河川の水が流れ込めなくなり、あふれる場合があることに注意が必要である。

なお、内水氾濫が先行して発生する場合も多く、内水による浸水の進行により、外水氾濫の危険性が高まった段階では避難が困難となるおそれもある。また、急流河川が破堤すると、浸水深はあまり深くなくても、氾濫水の流速が早く避難することが危険な場合がある。

浸水が既に始まっている場合において、住民が留意すべき事項は次のとおりである。

- ・浸水深が **50cm** を上回る(膝上まで浸水が来ている)場所での避難行動は危険であること。流速が早い場合は、**20cm** 程度でも歩行不可能であること。
- ・用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上 **10cm** 程度でも危険であること。
- ・浸水により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅や隣接建物の **2 階等**へ緊急的に避難するなどの行動をとること。

内水氾濫(市街地の水はけの悪化、水路等の氾濫等)

降雨量に対して小河川や下水道等の処理能力が追いつかない場合に発生する。一般的に外水氾濫よりも浸水深は浅い傾向にあるが、地下施設等では生命に係る災害になることがある。

また、小河川からの浸水は、小河川が流れ込む先の河川の水位が高くなると徐々に始まるが、さらなる本川の水位上昇により水門の閉鎖や排水機場の停止等の措置がとられた場合、水位は一気に上昇

するので、水門の閉鎖等の前の避難が必要。河川の氾濫と同時に発生する場合も多い。

浸水が既に始まっている場合において、住民が留意すべき事項は外水氾濫と同様である。

○高潮災害

台風の接近により急激に潮位が上昇する機会が多いので、潮位の上昇が観測されるのを待つことなく、予測に基づいた避難勧告等の発令が必要となる。また、高潮に関する情報が比較的、時間的な余裕をもって提供される場合でも、事態の進行に伴い暴風雨等で避難が困難となることも多い。また、海岸部では水門や陸閘が多く、それらの状況を把握することも必要となる。

浸水が既に始まっている場合において、住民が留意すべき事項は水害（外水氾濫）と同様である。

○土砂災害

土砂災害は相当の破壊力を有しており、生命の危険が高いため、降雨指標に基づく土砂災害発生危険度予測を可能な限り活用し、災害発生前に避難を完了することが必要である。ただし土砂災害は、地形や地質の条件、それまでの降雨量等複数の要因が重なり合って発生するため、降雨指標による土砂災害発生危険度が比較的低くても発生する場合もあるので、住民は、前兆現象を確認したら速やかに避難する必要がある（前兆現象は巻末資料参照）。

土砂災害の避難について、住民が留意すべき事項は次のとおりである。

- ・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避けることなどに留意すること。
- ・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

○津波

津波には、沿岸近くで発生した地震による津波のように到達時間の極めて短いものから、我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものまでであるが、いずれの場合であっても対応が遅れることのないように、市町村は、判断基準に基づく速やかな避難指示の発令が必要である。

また、住民が留意すべき事項は次のとおりである。

- ・強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じたときには、津波警報や避難指示を待たず、直ちに避難すること。
- ・津波警報を覚知した場合にも、避難指示を待たずに、直ちに避難すること。
- ・津波警報や避難指示は、避難した先で確認し、避難行動を継続するかどうかの判断材料とすること。

なお、我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについて、避難指示の判断基準に達する以前に津波の到達予想時刻等の情報を入手できることがあり、その場合には、早期の段階からそれらの情報を踏まえつつ、確実な避難を実施することが必要となる。

No.	ハザード	資料名	該当ページ
3	水害(内水・外水)	地下空間における浸水対策ガイドライン	9-1

【概要】

地下空間に存する者が円滑に避難できるよう、管理者としての留意点をまとめている。

【該当箇所】

(避難行動管理基準)

9 管理者等は、常日頃から災害情報の収集を心がけ、緊急時の洪水、雨量・気象情報が出された場合に、地下空間に存する者が円滑に避難できるよう、次のことに留意すること。

- 一 洪水、雨量・気象情報を確実に受信できること。
- 二 浸水の状況等を確認して避難誘導情報、避難経路等を、地下空間の使用者、滞在者等に確実に伝達すること。
- 三 必要な浸水対策施設等を確実に機能させることができるように、常時適切に維持管理すること。
- 四 平素から次の手引書を整備し、管理員、従業者等に周知し、防災訓練を実施すること。
 - 一) 避難を開始する必要がある浸水の状況
 - 二) 防水板等又は土嚢等の保管場所、設置方法等
 - 三) 避難経路

解説 9-2 避難情報等

(1) 地下空間利用者への避難情報の伝達

地下空間管理者は、利用者に対して避難の勧告・指示のタイミングについて、あらかじめ定めておく必要がある。

例えば、

- ① 地下街が位置している地上部において、避難勧告が発令されたとき
- ② はん濫流によって地上部が浸水し、地下街に浸水の恐れがあるとき

避難勧告・指示を実施する者は、避難対象となる来訪者・利用者に対して、次の事項を明確にして勧告、または指示を行なう。

- 1) 避難勧告・指示者
- 2) 避難勧告・指示を必要とする理由
- 3) 避難勧告・指示の対象エリア
- 4) 避難誘導方法、避難誘導者
- 5) 避難経路及び避難先
- 6) 避難勧告・指示の実施時刻
- 7) 注意事項(徒歩による避難、携帯品、服装、盗難予防等)

No.	ハザード	資料名	該当ページ
4	水害(内水)	内水ハザードマップ作成の手引き(案)	p.61 ~ 72

【概要】

避難の留意点について以下のポイントを挙げている。

- ・切迫状況における垂直方向への避難や一時避難の重要性について
- ・公的施設以外を一時的な待避場所として指定しておく必要性について
- ・避難時の危険箇所としてマンホール構内への転落など具体的な例を列挙
- ・原則徒歩で避難すること、車を使用する際は、避難準備情報が出た初期の段階に、徒歩による避難が困難な災害時要援護者等の移動のために使用する等限定すべき

※ 特筆すべき避難の態様 「一時的な待避」、「待避」「待避場所」

【該当箇所】

4.5 共通項目：避難に関する情報

(1) 避難場所

②.一時的な待避

内水浸水想定区域内であっても、マンション・ビル等の堅牢かつ高層な建築物であれば、想定される浸水深以上の上層階を一時的な待避場所として活用できる。ただし、浸水が長時間に及ぶと予想される場合には、一時的な待避場所ではトイレや食料品の確保が困難となる恐れがあることも留意しておく必要がある。

公的施設以外で一時的な待避場所として活用することが有効な場合は、あらかじめ建物の所有者との調整を行い、その建物を一時的な待避場所として指定しておくことが望ましい。

また、避難のための十分な時間が確保できない場合や、浸水深が既に 50cm を上回っている（膝上までの浸水）場合の避難行動は、危険を伴うことに留意すべきである。そのような場合は、予定された避難場所に避難することが必ずしも適切ではなく、自宅の 2 階への待避や近隣の安全な建物への避難等、状況に応じて柔軟に対応すべき旨を記載しておくことは、避難時の事故防止を図るうえで重要である。

なお、浸水深と住宅高さの関係は概ね以下のとおりであり、避難場所へ避難すべきか自宅の 2 階や近くの高所等に待避すべきか判断する目安となる。これら一時的な待避や状況に応じた柔軟な対応の必要性については、「自助に関する事項」等で示しておくことが望まれる。

(2) 避難時危険箇所

住民が避難を行う際に危険が及ぶことが想定される箇所については、避難時危険箇所として示しておく必要がある。浸水時には、道路と開水路の区別が困難であり、水路に転落する危険性や、下水道管への急激な大量の雨水の流入と管内の空気圧力によってマンホール蓋が浮き上がる現象により、マンホール構内に転落する危険性が高い。また、過去の出水で通行止めになった道路や冠水して通行できなくなる恐れがあるアンダーパス（下越道路）も危険箇所として注意が必要である。

その他、急傾斜地崩壊危険区域等の土砂災害警戒危険区域をはじめ、避難の際に、浸水以外の災害が発生する恐れのある箇所については、内水ハザードマップに記載しておくことが望ましい。

4.6 地域項目：災害時活用情報

(3) 自助に関する事項

緊急かつ効果的に浸水被害を軽減するためには、住民自らの水防活動を促進することが重要であり、自助としての水防活動について具体的に記載する必要がある。特に、浸水初期の段階や、想定浸水深が **20cm** 程度以内の場合、家庭で身近にあるものを使った簡易な水防工法により、容易に浸水被害を軽減することが可能となる（図 3-17 参照）。なお、地下街等広範囲に浸水の防止が必要な場合は、止水板の設置が有効であり、浸水深が **20cm** を超え **50cm** 程度以内と想定される区域においては、床下浸水を軽減するため土のう等の準備（図 3-16 参照）が必要となる。

想定される浸水深が、土のうや止水板の高さを上回る区域においては、一般的には避難が必要となるため、平常時から水災発生時に必要なものを準備しておくことが必要であり、準備物のリストを内水ハザードマップに記載しておくことも有効である。

なお、想定される浸水深が、避難を必要とする深さでない場合や想定される浸水時間が短時間の場合、あるいは避難のための十分な時間が確保できない場合には、予定された避難場所に避難することが必ずしも適切ではなく、自宅の 2 階や近隣の安全な建物への一時的な避難が有効となる場合があることについて記載しておくことは、避難の際の事故を未然に防止するうえで重要である。

また、避難をする場合には、原則として徒歩によるものとする。単独での避難行動は危険が伴うため 2 人以上で避難すること、長靴は水が入ると歩きにくくなること、開水路や蓋のずれたマンホールに落ちないように探り棒あるいはその代用としてスキーストックなどを用意しておくこと等を記載しておくことも有効である。

避難時に車を使用すると交通渋滞を招き、道路冠水等により動けなくなる。このため、車による避難は、避難準備情報が出た初期の段階に、徒歩による避難が困難な災害時要援護者等の移動のために使用する等限定すべきである。

No.	ハザード	資料名	該当ページ
5	水害(内水)	局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)	p.27

【概要】

平成 20 年 8 月 5 日、東京都雑司ヶ谷幹線において、管渠内作業中の 5 名の作業員が急激な増水によって流され死亡した事故を踏まえて策定された工事業者向けの指針。**退避**に当たっての留意点を示している。

※ 特筆すべき避難の態様 「退避」

【該当箇所】

4-4-1 退避手順の設定

請負者は、あらかじめ、下水道管渠内作業員が退避するルート、**退避時**の情報伝達方法等の**退避手順**を定めておく。また、実際の現場において、避難訓練を実施し、**退避時**の対応の手順や情報伝達の確実性、退避時間等を実地検証する。

【解説】

工事等の着手前に、事前に現地調査を行い、通常時の下水道管渠内水量・水位、人孔の状況、交通

状況等の周辺環境に関する調査を行い、作業箇所毎の特性を十分に考慮した退避ルートを決めておく。また、入手可能な気象情報等を踏まえ、退避時の情報伝達方法も決めておく。さらに、実際の現場において、避難訓練等を通じて、退避に要する時間の測定、情報伝達の確実性等を検証する。

また、作業箇所が随時移動する場合は、**退避時**に使用する人孔も替わるため、必要に応じて作業箇所ごとに、**退避**のルート等を定める。退避については、原則、当該現場の下流側人孔を基本とする。作業箇所等によっては、上流側人孔への退避も考慮し、可能な限り、上下流双方の人孔の蓋を開放しておく。

No.	ハザード	資料名	該当ページ
6	水害(内水・外水)	地下街等浸水時避難計画策定の手引き(案)	p.74～80

【概要】

地下街浸水時の避難計画策定における留意点をまとめている。避難先を地下空間内には設定せず、「安全な地上」とするなど、地下空間特有の視点で整理されている。また、災害時に介助・救助が必要なさまざまな人を例に挙げ、支援の必要性を説いている。

【該当箇所】

第4節 避難誘導方法と体制

〔3-11〕 避難先・避難経路の設定・整備

地下街等の管理者は、浸水に対して安全な地上の避難先、避難経路の選定・整備を行い、避難経路・誘導案内図を作成するとともに、誘導表示や案内板等を設置して周知する必要がある。避難先、避難経路が管理外の隣接施設などになる場合には、管理者間で十分に協議・調整しておく必要がある。

【解説】

地下空間浸水時の避難計画では、まず浸水に対して「安全な地上」を避難誘導先として設定する。また、避難安全性を検討する際には、まず地上への避難が可能かどうかの評価を行うため、避難先は安全な地上及び地上階とするが、都市洪水想定区域等による地表の浸水危険性を鑑み、2階以上を避難先として設定することも考えられる。

地下街には、防火・防煙シャッターが設置されており、それによって区画された箇所を災害時における安全広場と位置づけ、そこから直接地上に出られる複数の階段が設置されていて、迅速な避難ができるようになっている。しかし、そういった防火区画を検討する際に浸水被害は想定されていないことが多いため、地下空間内には、浸水時の避難先は設定しないこととする。

〔3-14〕 災害時要援護者の誘導方法

地下街等の管理者は、災害時要援護者に配慮した誰にでも使いやすい避難施設を設けるとともに、市町村等関係機関と協力して、自力で避難することが困難な者については介助者による避難の援助を基本とした避難誘導計画を整備する。

【解説】

地下街等の不特定多数の者が利用する地下空間には、健常者だけではなく、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、病人、さらには飲酒をして酔った人、空間に不慣れな人、言語が違う人など（以降、総称

して災害時要援護者という)、災害時に介助・救助が必要なさまざまな人が存在している。災害時は、エレベーター等の電気施設は停電のおそれがあるため使用できないこともあり、災害時要援護者だけの避難行動は困難な場合が多い。災害時要援護者としては、高齢者や身体障害者等(避難移動困難者)と、日本語の理解が十分でない外国人やその場の地理に詳しくない旅行者(状況把握困難者)に大別でき、それぞれの能力を配慮した対応が必要である。

避難移動困難者には、介助者による移動の援助が必要であり、そのための人員確保や移動の援助のための知識について事前に教育・訓練を実施しておく必要がある。しかし、多くの地下空間では、介助のための専属員を十分には確保できないと思われるため、避難誘導班を中心として、テナント従業員や利用者の協力を求めて避難を援護する。このような避難をスムーズに行うためには、平時に災害時要援護者がよく利用すると考えられる場所や利用者の情報を整理しておき、災害時の見回り誘導に混乱が生じないようにする必要がある。

一方、状況把握困難者には、わかりやすい危険性の情報や避難先、経路などの情報の提供を行い、避難の必要性を認識し、避難方法を理解してもらう必要がある。例えば、館内放送などで避難情報を知らせるところが多いと考えられるので、特に聴覚に障害をもっている人への配慮が重要となってくる(「第4章 避難安全対策施設整備」参照)。

No.	ハザード	資料名	該当ページ
7	水害(内水・外水)	水害サミットからの発信 http://www.mlit.go.jp/river/suigai/index.html	ホームページ

【概要】

大きな水害を体験した全国の自治体の市町村区長が集まり、自らの水害体験を通じて得た経験や教訓などを全国に発信し、防災、減災に役立てることを目的として毎年開催している水害サミットのノウハウ集をホームページで公開したもの。「人は逃げないものである」とし、危険を感じたときは自主避難するよう随時うながすことを勧めている。

【該当箇所】

災害発生時の対応

○避難勧告と誘導

地域による平常時からの見守り、災害時における声かけ、情報伝達ルート、避難誘導體制の構築が必要。要援護者対策としては、災害時要援護者名簿の作成等で該当者を把握するとともに、一人ひとりに対する避難支援プランを作成し、関係者に周知しておくことよい。また、自治会、民生委員、福祉委員等地元の人の協力は欠かせない。

何よりも、「人は逃げないものである」ことを知っておく必要がある。人間の心理には、自分に迫る危険を過小評価して、心に平穏を保とうとする強い働きがある。これを専門家は「正常化の偏見」と呼んでおり、災害心理学の常識となっている。したがって、大切なことは避難勧告の時期(早いか、遅いか)だけではない。危険が高まっていることが伝わるように随時情報を流すこと。また、危険を感じたときは自主避難するよう随時うながす。緊迫感のあるアナウンスをする等である。

「逃げない傾向を持つ住民をいかに逃がすか」その技を磨かなければならない。

▼勧告前になすべきこと

<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報、水位・雨量、災害対策本部情報などを随時、放送で住民に情報提供して、危険が高まっていることを十分に周知すること。 ・ <u>危険を感じたら早めに避難するよう、うながす。</u> ・ 河川の水位と今後の水位の動向により、災害対策本部の設置、避難準備情報、避難勧告等の発令基準を設定し、住民にも事前に周知している。 			
No.	ハザード	資料名	該当ページ
8	水害(外水)	大規模水害対策に関する専門調査会報告	p.106～.108

【概要】

大規模水害に対し、事前に避難先や避難方法等の検討の必要性について示すとともに、垂直方向への避難の可能性についても言及している。

【該当箇所】

3.2 地域住民の防災力の充実

3.2.1 避難行動力の向上

大規模水害発生時においては、必要な情報を入手し、適切な避難行動を起こすことにより、被害を大幅に軽減することができる。

そのため、住民は、自らの判断により適切な行動がとれるよう、自主防災組織や町内会等が実施する防災教育・防災訓練への積極的な参画を図り、大規模水害時にとるべき行動の理解や自らの防災対応力の向上に努める。

また、自らや家族・隣人等の命を守るために、あらかじめ避難先や避難方法等を検討するとともに、必要な情報の収集方法を把握し、時間的な余裕を持って避難行動を取るなど避難行動力の向上に努める。避難先の検討にあたっては、避難所での生活環境が通常の生活とは異なり不便であることを踏まえ、浸水区域外にある親戚の家など避難所以外の避難先も検討することが望ましい。

また、国や地方公共団体によりあらかじめ検討された避難シナリオとは異なる被害事象が生じたり、避難勧告・指示等の発令の遅れや交通渋滞の発生等により、最寄りの高台や建物の上層階等に緊急避難しなければならない等の不測の事態が生じる可能性があることも想定した避難方法を考えておく必要がある。

No.	ハザード	資料名	該当ページ
9	水害(外水)	中小河川における局地的豪雨対策WG 報告書	p.5～12

【概要】

防災関係機関による防災対応には限界があるとし、住民自らが早期に自主的な避難行動をとることの重要性を説いている。また、浸水・はん濫形態の違いにより、公設の避難所へ避難するのか、もしくは自宅の2階等に避難するのか、住民が自ら適切に対応することが重要であるとし、垂直方向への避難の選択肢も提示している。

【該当箇所】

3. 検討の視点

(2) 地域住民の自主的な避難・防災活動を重視する

中小河川の流域において局地的豪雨が発生した場合には、降り始めからはん濫に至るまでの時間が非常に短いため、河川管理者や自治体等の防災関係機関による防災対応には限界があることから、そのはん濫域の住民が降雨状況・水位状況等を自ら見極め、早期に自主的な避難行動をとることが、被害軽減に大きく寄与するものと考えられる。

また、既にNPO等住民が主体となった平常時からの防災活動等の取組みがなされている地域があるが、このような活動も災害発生時の被害軽減に重要な役割を果たしている。特に、今回検討の対象としている中小河川の流域は地理的に限られたエリアであり、一定のコミュニティのもと地域に精通した住民らが主体となった防災活動の効果は高いと考えられる。

このため、住民の自主的な避難や住民が主体となった防災活動の重要性を再認識しつつ検討した。

(4) 防災情報の共有、防災意識の向上

洪水時に住民が「正しい避難行動」をとれるよう、平常時から防災情報を共有するとともに、防災意識を向上させるための対策を講ずる。

具体的には、以下の3つの対策を進める。

① 河川管理者は、河川の洪水時における危険性を住民が認識できるよう、はん濫の恐れがある河川の浸水想定区域の指定・公表を着実に推進する。

また局地的豪雨は、通常の中小河川改修計画の対象とする時間雨量 50mm程度の雨量を遙かに上回るものであることから、地形的な特徴等より計画雨量を超える雨量によって浸水深が大きく異なるような場合には、特に留意する必要がある。

② 局地的豪雨による中小河川での災害時には、既存の洪水ハザードマップでは対応しきれない事態も想定されるので、市町村は、洪水ハザードマップの改善・作成・公表に努める。その際、降りをはじめからはん濫に至るまでの時間が極めて短いこと、または市街地で降雨がない場合でも山地部の豪雨により急激に河川水位が上昇する可能性があること、窪地や低地においては河川がはん濫しなくとも内水により浸水が発生する可能性があることなどを十分踏まえる。

また、浸水・はん濫形態の違いにより、公設の避難所へ避難するのか、もしくは自宅の2階等に避難するのか、住民が自ら適切に対応することが重要であり、このような「正しい避難行動」を住民がとれる工夫を行う。

No.	ハザード	資料名	該当ページ
10	水害(外水)	中小河川における水難事故防止策検討WG報告書	p.4~6

【概要】

局地的豪雨により発生する急な増水による水難事故防止の観点から、河川利用者が迅速に自ら判断、避難することが必要であることを示している。

【該当箇所】

(1) 平常時の啓発

啓発は、あらゆる主体から、あらゆる機会を通じ、かつ継続的に行うことが重要である。

1) 啓発の内容

①情報収集し自ら判断、避難するための啓発

河川利用者自らが現地での降雨状況や河川の水位変動だけでなく、上流部での雲の様子を常に注意し、気象情報や河川情報を早めに収集することにより、迅速に自らで判断、避難することが必要であることを啓発する。あわせて、河川に関する基礎的な知識、気象情報や河川情報の見方、入手方法、予兆の意味、過去の水難事故の状況や地域伝承などをわかりやすく啓発する。

これらについては、できる限り映像資料や体験により、感覚として理解できるよう工夫する。

(3) 避難支援施設、器具の設置

河川利用者自らが、危険を速やかに察知し、避難することを基本としつつ、親水施設の管理者は、河川利用者の避難を支援するための施設、器具の設置を地域と連携しながら検討を進める。なお、検討は、利用時の行動特性等の河川利用者の視点やそれぞれの川の特性、地域の意見をもとに行う。

No.	ハザード	資料名	該当ページ
11	水害(外水)	洪水ハザードマップ作成の手引き	文中に記載

【概要】

記載事項を共通項目と地域項目に分け、避難に関して以下のような記載項目を挙げている。

共通項目・・・避難場所、避難危険箇所

地域項目・・・避難の必要な区域、避難時の心得、避難勧告等に関する事項

【該当箇所】

作成要領

第5 記載項目 (p.)

洪水ハザードマップの記載事項は、全ての洪水ハザードマップに原則として記載することが必要な共通項目と、地域の状況に応じて記載するかどうか判断すべき地域項目に分けられる。

(1) 共通項目

共通項目とは、浸水情報と避難情報として洪水ハザードマップにとって必要最小限の記載項目をいう。

- ・ 浸水想定区域と被害の形態
- ・ 避難場所
- ・ 避難時危険箇所
- ・ 洪水予報等、避難情報の伝達方法
- ・ 気象情報等の在りか

避難場所の記載にあたっての考え方は第6 を参考として検討する。

(2) 地域項目

地域項目は、地域の特性に応じて避難時に活用できる情報や、平常時に住民が水害に関する意識を高めるために役立つ項目をいい、記載項目については、作成主体である市町村長が記載するかどうかを判断する。

- ・ 避難活用情報
- ・ 浸水想定区域以外の浸水情報
- ・ 避難の必要な区域
- ・ 河川のはん濫特性
- ・ 避難時の心得
- ・ 避難勧告等に関する事項
- ・ 地下街等に関する情報
- ・ 特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の情報
- ・ その他

図 3 留意事項の記載の例 (p.13)

洪水時に堤防が破堤した場合には、はん濫水の勢いで堤防近傍の家屋は破壊されたり流失したりする可能性があります。そのようなときに避難せずに家屋にとどまっていた場合には、人命に係わる事態の発生も予想されます。洪水時には上流域も含めた雨量や河川水位情報等を早くから収集し、市町村からの避難情報等にも注意しながら、堤防が破堤する前には必ず避難が完了するよう早めの避難を心掛けて下さい。

3. 避難時危険箇所 (p.14)

住民が避難行動を取る際に危険が及ぶことが想定される箇所を示す。

土石流危険区域や急傾斜地崩壊危険区域等の土砂災害警戒危険区域、過去の出水で通行止めになった道路のほか、浸水時に水深が大きくなることが予想されるアンダーパスや側溝等が危険箇所として考えられる。

共通項目で対象とする危険箇所としては、洪水時に同時発生が予想される土砂災害等の危険箇所や平常時と比べた場合に著しく状況が変化し、避難行動を取る際に、その危険の予知が特に困難で人命にもかかわる箇所等としそれらを洪水ハザードマップに記載する。

なお、土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、危険箇所としての記載だけではなく、土砂災害を防止するために必要と認められる事項を記載する必要がある。

No.	ハザード	資料名	該当ページ
12	水害(外水)	溪流における局地的豪雨に対する警戒避難対策に関する提言	p.12

【概要】

溪流におけるフラッシュフラッド（鉄砲水）に対する溪流利用者の危険回避対策をまとめたもの。市町村や消防団等による利用者への早めの呼びかけの重要性を説いている。

【該当箇所】

4-2-2 避難の呼びかけ

市街地や居住地に近い人の利用を前提とした公園的な砂防設備においては、迅速な救助・救難体制を確立することが重要である。そのためには、砂防設備の管理者である国や都道府県はもとより、消防団や砂防ボランティア等と連携しつつ、以下の施策を推進すべきである。

○市町村や消防団等による避難の呼びかけの推進

砂防公園等を管理している市町村にあっては、局地的豪雨が発生、もしくは、発生する恐れがある場合には、出来る限り人の利用を前提とした砂防設備の巡回・巡視を行い、利用者へ早めに避難するよう呼びかけを行うことが重要である。その他、地元市町村職員や消防団員、砂防ボランティア等は、自身の安全を確保した上で、注意を呼びかけることを心がける。

No.	ハザード	資料名	該当ページ
13	水害(内水・外水)、土砂災害	国土交通省 河川砂防技術基準	p.19

【概要】

河川等に関する調査、計画、設計及び維持管理を実施するために必要な技術的事項について定めたもの。迅速、的確な避難のために、市町村と関係機関との連携の必要性を示している。

【該当箇所】

2.5 避難

水害・土砂災害から国民の生命、身体を守るため、災害の危険が切迫した場合には、迅速、的確な避難を行わなければならない。そのためには地域の防災対策の第一義的責任を有する市町村と河川・海岸管理者、砂防等事業者は緊密に連携するものとする。

迅速、的確な避難を行うため、市町村と河川・海岸管理者、砂防等事業者は緊密に連携して、浸水想定区域、土砂災害危険区域、避難経路、避難場所等を地域住民に周知するとともに、避難体制をあらかじめ確立しておくものとする。

また、地震時の避難路・避難場所として高水敷等の河川空間の利用を周知するとともに、整備を図るものとする。

災害発生時においては、河川管理者、砂防等事業者は、洪水の氾濫流の到達時間、浸水深、浸水時間、火山噴火の被害予想などの災害予測情報を適時に作成、公表するものとする。

No.	ハザード	資料名	該当ページ
14	土砂災害	土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案)	p.5～24

【概要】

市町村の長が土砂災害に関するハザードマップを作成するに当たって留意すべき基本的事項をまとめたもの。記載事項を共通項目と地域項目に分け、それぞれ必要な記載項目を挙げている。

※ 特筆すべき避難の態様 「警戒避難」

【該当箇所】

第2章 土砂災害ハザードマップの記載項目

表Ⅱ-1 記載項目の分類及び記載例

共通項目（抜粋）

○急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項

- ・ 避難場所に関する情報

地域項目（抜粋）

○その他警戒区域における円滑な**警戒避難**を確保する上で必要な事項

- ・ 避難準備情報
- ・ 避難勧告情報
- ・ 避難指示情報
- ・ 避難時危険箇所
- ・ 避難が困難な場合の対処方法
- ・ 避難時の心得
- ・ 避難時の携行物
- ・ 夜間時の避難の心得
- ・ 広域的な警戒避難計画
- ・ 観光客等を対象に警戒避難を確保する上で必要な情報

第3章 土砂災害ハザードマップの作成

5. 共通項目・地域項目の記載

5.1 共通項目の記載

第9 共通項目の記載

共通項目とは、土砂災害防止法第7条第3項に基づき円滑な**警戒避難**を確保する上で必要不可欠な最小限の記載する項目をいい、全ての土砂災害ハザードマップに記載する。

(1)土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）を記載する。

(2)土砂災害に関する情報の伝達方法

市町村地域防災計画に定められた、土砂災害に関する情報の伝達手段及び伝達経路を記載する。

(3)急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項

市町村地域防災計画に定められた、同一の避難行動をとるべき地区単位（避難単位）ごとの避難場所の位置、名称、所在地、連絡先等を記載する。

5.2 地域項目の記載

第10 地域項目の記載

地域項目とは、土砂災害防止法第7条に基づき円滑な**警戒避難**を確保する上で必要に応じて記載する項目で、**警戒避難**時に活用できる情報や、平常時における住民の土砂災害に関する意識啓発等に役立つ項目をいう。記載する項目については作成主体である市町村の長が地域の特性や実情に応じて判断する。

第5章 その他

1. 広域的な**警戒避難**計画

第13 広域的な**警戒避難**計画

市町村内に安全な避難場所がない場合等、市町村界（都府県界）を越えて住民の避難を必要とする場合は、当該市町村の長等は市町村間（都府県間）の十分な事前調整を図った上で土砂災害ハザードマップ（広域土砂災害ハザードマップ）を作成する。

No.	ハザード	資料名	該当ページ
15	土砂災害	土砂災害警戒避難ガイドライン	1-1

【概要】

市町村の土砂災害に対する**警戒避難**体制の整備を支援することを目的に、土砂災害に対して特に留意すべき事項として、情報の収集・伝達、避難勧告等の発令、避難所の開設・運営、災害時要援護者への支援、二次災害防止、防災意識の向上等の考え方をとりまとめている。

※ 特筆すべき避難の態様 「警戒避難」

【該当箇所】

第1章 土砂災害から身を守るために

(2) 行政と住民の役割分担 1-1

行政と住民は、土砂災害の特徴と各々の役割分担について共通認識を持ち、双方で協働して、土砂災害に対する**警戒避難**体制を構築する必要がある。

① 行政の役割

行政は、降雨の状況や土砂災害警戒情報等について、住民への情報提供等に努める。

豪雨時

- ・雨量情報、土砂災害警戒情報、避難所開設情報等の提供
- ・土砂災害警戒情報や住民から得られた前兆現象に基づき、避難勧告等を発令
- ・関係部局との連携

平常時

- ・ハザードマップの提供
- ・防災訓練、講習会の実施
- ・広報活動の推進

② 住民の役割

住民は、土砂災害の危険性が高まった場合には、避難することが最善の方法である。

豪雨時

- ・ 避難勧告等に従って避難
- ・ 前兆現象等の把握等により自ら避難

平常時

- ・ 土砂災害に対する知識を深める
- ・ 「自らの地域は自らで守る」という意識を持つ

No.	ハザード	資料名	該当ページ
16	高潮	高潮災害とその対応	パンフレット

【概要】

高潮の際の避難の留意点について整理している。車の使用を避けることや、要援護者の支援にも言及している。

【該当箇所】

■避難するときの注意点

★家を出る前に…

- 火の元の点検を忘れずに行いましょう。
- 外出中の家族に、避難先などを連絡するよう心がけましょう。
- 動きやすい格好で、2人以上での行動を心がけましょう。

★家を出てから…

- 車の使用をできるだけ避けましょう。
- 高齢者、体の不自由な方などを地域の人みんなで守りましょう。
- 道路の不通や夜間の停電なども予想されますので、十分に注意しましょう。

■避難時にはこんなことも…

- 高潮によって海水が進入してくるときは、猛烈な勢いで流れ込んできます。そのような時に避難することは大変危険です。
- 風速が **20m/s** の向かい風の中では、大人でも立っているのがやっとの状態になります。
- 斜面崩壊、土石流により地域が孤立してしまうことがあります。
- 約 **50cm** の水深（ひざ上程度）では歩く速度は通常の半分以下になります。
- 約 **30cm** の水深で、車は動かなくなります。
- 増水した側溝に気づかずに落ちて死亡したケースもあります。→早めの避難

No.	ハザード	資料名	該当ページ
17	津波・高潮	津波・高潮ハザードマップマニュアルの概要	パンフレット

【概要】

津波・高潮災害の特徴と住民避難用ハザードマップ作成における代表的な留意点をまとめている。

【該当箇所】

津波・高潮災害の特徴と住民避難用ハザードマップ作成における代表的な留意点

○津波災害

- ・地震直後に津波が来襲する地区がある。
→揺れを感じた段階で即時に避難する必要がある。
- ・地震により建物倒壊が発生する。
→道路閉塞による避難困難の可能性。
- ・津波特有の被害がある。
→引き波、流速などにも注意が必要。

○高潮災害

- ・台風接近により事前に把握できる。
→住民の避難判断の時間が比較的ある。
- ・台風最接近時は暴風雨の中である。
→暴風雨の中は避難困難。

○共通

- ・災害イメージの固定化は避ける。
→間違った認識を持たせない。(イメージ固定につながるシミュレーションの詳細な結果などは災害学習情報として別冊にする。)

No.	ハザード	資料名	該当ページ
18	津波	津波対策推進マニュアル検討報告書	p.37

【概要】

避難対象地域の外に短時間で避難するための留意点をまとめている。

【該当箇所】

津波避難では、避難対象地域の外に短時間で避難できることが大切である。従って、津波が短時間で到来する場合、必ずしも市町村が指定した避難場所への最短コースを避難する必要はなく（例えば最短コースによる避難が津波浸水予想地域内を長時間避難しなければならない場合、最短コースによる避難がかえって危険を増す可能性がある）、何よりも、避難対象地域の外に最も早く避難できる目標の地点（避難目標地点）への最短コースを避難することが重要である。

この避難目標地点は避難対象地域の外縁と避難路、避難経路との接点付近となる。避難目標地点に到達後、指定された避難場所へ向かって避難するといった避難の方法を考えておく必要がある。

No.	ハザード	資料名	該当ページ
19	津波	津波避難ビル等に係るガイドライン	p.35

【概要】

一定レベルの地震発生をトリガーとして津波避難ビルを運用開始することを示している。

【該当箇所】

第1節 津波避難ビル等への避難

(1) 地震の特性に基づく利用・運営開始

大きな地震が発生した場合、津波警報や避難勧告・指示に先立って津波が来襲する恐れがあるため、地震の発生を利用・運営開始のきっかけ（トリガー）とすることが適当である。具体的には、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波避難者の受け入れのため、津波避難ビル等の利用・運営を開始する。

No.	ハザード	資料名	該当ページ
20	地震	東海地震対策専門調査会報告	p.16

【概要】

警戒宣言時における避難時の車両の使用について山間部、半島部等避難が困難などの条件付で使用できるものとしている。

【該当箇所】

4. 警戒宣言時等の的確な防災体制の確立

(2) 警戒宣言時の的確な避難・警戒体制の確立

② 耐震性の把握と的確な避難体制

耐震点検の早期実施により地域住民が自宅の耐震性についてあらかじめ把握するとともに、地域の公共施設等の耐震性を積極的に公開し、それを十分把握した上で、警戒宣言時における最も適切な避難方法を家庭や地域で検討する。

また、避難に際しての車両の使用については、山間部に加え、半島部等避難が困難であり、かつ渋滞が生じにくい地域においても、地域内で相談して台数を絞って使用できるものとする。

No.	ハザード	資料名	該当ページ
21	地震	首都直下地震避難対策等専門調査会報告	p.56

【概要】

帰宅困難者に対する移動の制限について言及している。

【該当箇所】

① 平時からの「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺では大混雑が発生し集団転倒などに巻き込まれる可能性があるとともに、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により死傷するおそれがある。さらに、震災時の大混乱の中では、治安の悪化により犯罪等に巻き込まれる可能性がある。また、道路の混雑により、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急対策活動が妨げられるおそれもある。

国、地方公共団体は、発災直後に状況を確認せず慌てて帰宅を開始すると、徒歩帰宅者自身にとっても、社会にとっても様々なデメリットがあることを国民に対してわかりやすく伝えるとともに、平

時から「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る必要がある。

No.	ハザード	資料名	該当ページ
22	地震	東海地震の予知と防災対応	リーフレット

【概要】

自治体等の地域防災計画に従って行動するよう示している。

【該当箇所】

■東海地震に関連する情報

「東海地震予知情報」東海地震の発生のおそれがあると判断した場合に発表されます。

- 「警戒宣言」が発せられます。
- 地震災害警戒本部が設置されます。
- 津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます。

住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」及び自治体等の防災計画に従って行動して下さい。

「東海地震注意情報」観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表されます。

- 東海地震に対処するため、以下のような防災の準備行動がとられます。

必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます。

救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます。

住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼び掛けや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい。

No.	ハザード	資料名	該当ページ
23	地震	地震防災研究を踏まえた退避行動等に関する作業部会報告書	リーフレット

【概要】

地震発生時の**退避行動**についてその有効性を検証し、課題を抽出するとともに、どのような行動をとるのが望ましいか、また、より適切な被害軽減策を導出するため、どのような研究開発を行う必要があるかについて検討を行ったもの。

※特筆すべき避難の態様 「退避行動」

【該当箇所】

6. 地震時に人命を守るための適切な**退避行動**等と今後の課題

6.2.2 主要動到達直前（緊急地震速報時、初期微動時）

① 主要動到達までの時間が不明な場合

現在、来る地震の時間と大きさが分からないような緊急地震速報がマスコミ等から知られることが一般的であり、この速報を見聞きした場合、主要動がすぐに到達するとの想定のもと、「地震だ！」

と周囲の者に声をかけ、手近なものでも頭を保護しながら丈夫な机の下も含め安全空間に速やかに移動するなど自分の命を守る**退避行動**を行う。緊急地震速報がなく初期微動を感じた際も、主要動が来るまでの時間が不明なので、主要動がすぐに到達するとの想定のもと、「地震だ！」と周囲の者に声をかけ、手近なものでも頭を保護しながら丈夫な机の下も含め安全空間に速やかに移動するなど自分の命を守る**退避行動**を行う。

② 主要動到達までの時間が知らされた場合

いっどれくらいの大さの地震動が来ることを知らせる緊急地震速報は、契約を締結した者のみに報知されるものであるが、この速報を見聞きした場合、その地震動が来るまでの時間の長さや予想された揺れの強さを勘案し、「『地震だ！』と周囲の者に声をかける」、「目の火を消す」、「脱出のため扉を開ける」、「履物をはく」等の地震後の二次災害の回避につながるような事項を可能な限り処理した上で、速やかに安全空間に移動するなど自分の命を守る**退避行動**を行う。

No.	ハザード	資料名	該当ページ
24	噴火	噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針	p.22 ~ 23

【概要】

避難には最低でも数時間かかることを考慮すること、さらに切迫した状況下では住民が自らの判断で避難行動をとる可能性について言及している。

【該当箇所】

(3) 噴火シナリオと避難計画策定上の留意点

噴火の様相は様々であり、噴火の進捗状況が早い場合及び遅い場合が想定されることから、複数の噴火シナリオを作成する必要がある。特に、避難が間に合わないほどの突然の噴火もあり得ること、異常現象を確実に観測することができず噴火警報等が発表されない中で噴火が始まる場合があることを想定して、防災対応を検討する必要がある。

避難計画の策定に際しては、確実な避難の実施が中心となるが、避難には最低でも数時間はかかることに留意すべきである。具体的には、各住民が、居住地域から安全な地域までの避難に要する時間に加え、避難指示等を聞いてから実際に避難の行動に移るまでに多少の時間を要することにも考慮する必要がある。

噴火が徐々に進行する場合には、ある程度の時間的な余裕を持って避難することが可能であるが、前兆現象が確認されずに噴火したような場合における緊急対応の検討も必要である。こうした切迫した状況下においては、組織的な避難行動をとることはできずに、住民が自らの判断により避難行動を開始することとなることが想定される。

No.	ハザード	資料名	該当ページ
25	その他	消防庁国民保護計画	p.15

【概要】

的確かつ迅速な国民の保護を目的とする措置等の実施のため、国民保護法における消防庁の所掌事

務に関し定めたもの。広域避難が必要な場合の都道府県との調整について言及している。

【該当箇所】

3 避難における広域的な調整

(1) 消防庁の行う広域的な調整

○消防庁は、都道府県の区域を越える避難等、広域的な調整が必要な場合には、要避難地域の都道府県と避難先地域の都道府県及び避難の経路となる都道府県との間で行われる避難住民の受入れ等の協議が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

○消防庁は、必要と認める場合には、受入れの方法等住民の避難に関して、関係都道府県知事に対し、総務大臣名により勧告を行い、関係都道府県知事に対し避難住民の受入れを円滑に実施するよう促す。また、当該避難についての内閣総理大臣の指揮を受けた場合は、その指揮に従い、必要な措置を講じる。

No.	ハザード	資料名	該当ページ
26	その他	災害時要援護者の避難支援ガイドライン	p.1

【概要】

要援護者の避難支援について、情報伝達体制の整備、災害時要援護者情報の共有、災害時要援護者の避難支援計画の具体化等についての対応策を整理している。要援護者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とすることを明示している。

【該当箇所】

要援護者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市町村は、要援護者への避難支援対策と対応した避難準備（要援護者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）を発令するとともに、要援護者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備が不可欠である。また、要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「避難支援プラン」と称する。）を策定しておくことが必要。

No.	ハザード	資料名	該当ページ
27	その他	大規模災害における応急救助の指針について	p.130

【概要】

災害救助法に基づく応急救助についての指針。「災害が発生し必要と認められる場合には、直ちに福祉避難所を設置し、被災した要援護者を避難させること」としている。

【該当箇所】

3 避難所における支援対策

(5) 福祉避難所への避難誘導

ア 災害が発生し必要と認められる場合には、直ちに福祉避難所を設置し、被災した要援護者を避難させること。なお、要援護者の家族についても、避難状況等を勘案の上、必要に応じて福祉避難所に

避難させて差し支えないこと。

No.	ハザード	資料名	該当箇所
28	その他	FEMA Evacuation Plans http://www.fema.gov/plan/prepare/evacuation.shtm	ホームページ

【概要】

FEMA : Federal Emergency Management Agency 米国の緊急事態管理庁。“multi-hazard”に対する省庁連携による総合的な対策を推進する組織。緊急事態への対応の一項目として避難に関する基本的な考え方を示している。

Evacuation Plans

- ・危険を感じた際には自ら避難すること
- ・避難に当たっての準備をする暇がない場合が多いため、事前の準備が重要

Evacuation Guidelines

車での避難を基本とし、切迫する状況になる前に早めに避難することや避難路のショートカットを避け、推奨された避難路を通ること、また、冠水エリアを通行しないように注意を呼びかけている。

【該当箇所】

Evacuation Plans

When community evacuations become necessary, local officials provide information to the public through the media. In some circumstances, other warning methods, such as sirens or telephone calls, also are used. Additionally, there may be circumstances under which you and your family feel threatened or endangered and you need to leave your home, school, or workplace to avoid these situations.

The amount of time you have to leave will depend on the hazard. If the event is a weather condition, such as a hurricane that can be monitored, you might have a day or two to get ready. However, many disasters allow no time for people to gather even the most basic necessities, which is why planning ahead is essential.

Evacuation: More Common than You Realize

Evacuations are more common than many people realize. Hundreds of times each year, transportation and industrial accidents release harmful substances, forcing thousands of people to leave their homes. Fires and floods cause evacuations even more frequently. Almost every year, people along the Gulf and Atlantic coasts evacuate in the face of approaching hurricanes. Ask local authorities about emergency evacuation routes and see if maps may be available with evacuation routes marked.

Evacuation Guidelines

Always:	If time permits:
Keep a full tank of gas in your car if an evacuation seems likely. Gas stations may be closed during emergencies and unable to pump gas during power outages. Plan to take one car per family to reduce congestion and delay.	Gather your disaster supplies kit.

<p>Make transportation arrangements with friends or your local government if you do not own a car.</p>	<p>Wear sturdy shoes and clothing that provides some protection, such as long pants, long-sleeved shirts, and a cap.</p>
<p>Listen to a battery-powered radio and follow local evacuation instructions.</p>	<p>Secure your home: Close and lock doors and windows. Unplug electrical equipment, such as radios and televisions, and small appliances, such as toasters and microwaves. Leave freezers and refrigerators plugged in unless there is a risk of flooding.</p>
<p>Gather your family and go if you are instructed to evacuate immediately.</p>	<p>Let others know where you are going.</p>
<p><u>Leave early enough to avoid being trapped by severe weather.</u></p>	
<p><u>Follow recommended evacuation routes. Do not take shortcuts; they may be blocked.</u></p>	
<p><u>Be alert for washed-out roads and bridges. Do not drive into flooded areas.</u></p>	
<p>Stay away from downed power lines.</p>	